

越境E Cでの消費税還付申告などの注意点

日本から外国に商品を輸出する場合に消費税を還付することが出来るということをご存知の方が多くと思いますが、具体的な注意点と実際に税務調査で指摘されることの多いポイントについて、税務と在留資格の観点両方から記載していきます。

(1) 輸出の方法に関する論点 (EMS は要注意)

輸出方法には大きく2つあります。

①EMS 便などの郵便物として日本郵政から輸出する方法と、②それ以外の方法です。

②の場合には確実に輸出許可通知書が受け取れますので、それを保管すれば消費税還付は問題ありません。

②なら税関検査が入っているため、税務署は税関長の発行する輸出許可通知書を信用するというわけです。

では、問題の①について税務調査でチェックされるポイントは重要性の順番で下記の通りです。

- 1、EMS ラベル (送り状控え) の保存
- 2、どの商品をどのEMS ラベルで輸出したか記録が残っているか
- 3、EMS の中に1便あたり20万円以上の売値のものが入っていないか
- 4、EMS ラベルの送り主が還付申告者と一致しているか
- 5、EMS ラベルの商品内容が仕入領収書と一致しているか
- 6、EMS ラベルの記載金額が売上申告額と一致しているか

1については全件確認されるわけではありません。大量に紛失していなければ大丈夫です。

2についてはWEBシステムでもExcelでもよいのですが、台帳をつける様にしましょう。

3については税務調査でも確認が難しい内容になるので、

一般的には、決済内容の一覧 (Alipay や Paypal の明細など) を税務職員がUSBに入れて持帰り、署内のパソコンで20万円以上の入金がないかどうか確認されます。

4 稀に従業員個人名義での出荷の際に、確認を受ける程度であり大きな問題にはなりません。

5 あまりにも不一致箇所が多いと思われる場合の留意事項となります。

しかし、税関対策などのために意図的違う商品名を記載しているケースでは要注意でしよ

う。

6 税関対策や盗難対策で低い金額を書く人が非常に多いのですが、原則として NG なのは間違いないでしょう。

私に対応した税務調査の 99%ではこの論点は不問ですが、いつまでも大丈夫だとは限りません。

(2)、個人通帳に関する論点

法人として法人税・消費税の申告をしていながら、税務調査時に代表者個人通帳の入出金内容について

調査官から確認をされる例は非常に多いと思います。

法律上何故この様なことが許されるのでしょうか。

根拠としては「反面調査」というもので法人が代表者に給与を支払っている以上、あるいは代表者からの借入が

ある以上、支払や返済の状況を確認するために調査官が個人通帳を閲覧する権限があるのです。仮に代表者が拒否したとしても、通常は銀行などに問い合わせることにより税務署は通帳の内容を用意に把握します。

①輸出貿易を行っているとして消費税の還付申告をしていた法人の代表者個人口座にアマゾンジャパンと楽天からの入金があるケース

②法人の帳簿に計上してある仕入と明らかに別の仕入取引が、代表者個人通帳から支払われているケース

上記①のケースでは課税売上の計上漏れ+役員賞与として多額の追徴課税となります。

しかし、例外的に外国にいる知人のビジネスであり入金口座を貸しているだけだと説明して課税処分を逃れたケースを 2-3 例見ております。

この場合には、入金後すぐに海外送金していることが証明できたので税務署は課税を見送りましたが、

海外送金ですので相手先の詳細も確認できませんし、

口座を貸しているにしても手数料をもらっていなかったのかなど、個人的には疑問の残る甘めの税務調査だった

と記憶しています。

②のケースに関しては完全に税理士に秘密で帳簿外の取引となっており、仕入高に対しておおよその利益率を加算し売上計上漏れと役員貸付金という処分となりました。

また、上記以外にも、会社の設立以前、または留学生から経営管理に在留資格の変更許可が下りる前の時期に、個人口座に入出金があるケースも実務上は大変多いのですが、その様なケースは税務と在留資格の両方の面から違法な状態と言えるでしょう。詳細はリンク先をご覧ください。

リンク「経営管理の在留資格が許可される以前にも個人通帳に入出金がある場合の対応」
<https://atc25.jimdo.com/blog/>

(3) 売掛金の計上と在庫に関する論点

税務上の売上計上は原則として商品出荷時に行う必要がありますが、EC サイトの場合にはサイトのエスクロー機能により売上代金の入金の商品到着確認時となる事が多いため、Alipay や paypal の入金をもとに検収基準で売上計上する会社も多い様です。

しかし、検収基準は本来であれば製造業などで相手先の基準を満たす商品を納品できているか検品される場合の売上計上基準ですので、貿易業・通販事業での適用が可能なかどうか疑問が残るところです。通常は貿易業では出港日での売上計上となります。

仮に検収基準による場合でも下記の対応が必要ですのでご注意ください。

- ・商品が到着しても到着連絡を EC サイトに送っていない顧客分の売上代金の売掛金計上
- ・出荷後、顧客に未到着である状態の商品も在庫計上を行う（輸送中在庫と輸出諸掛の在庫計上）
- ・期末に近い日付で仕入れた商品の在庫表への計上
- ・在庫表に関して外国通貨が混在している場合に、日本円換算を正しく行うこと